

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成25年12月13日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成25年12月13日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

平成24年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について

3 審議案件

教委第46号議案 横浜市いじめ防止基本方針の策定について

教委第47号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について

教委第48号議案 教職員の人事について

教委第49号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。本日は、傍聴人の方から撮影許可の申出がされております。撮影については、会議開始前のみ撮影を認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、会議開始前のみ撮影を認めることとします。傍聴人の方は撮影をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、会議を始めます。

初めに、会議録の承認を行います。11月8日の会議録署名者は、奥山委員と間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。なお、前回11月22日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

- 11/25 こども青少年・教育委員会
- 12/3 市会本会議（第1日）議案上程・質疑・付託
- 12/6 市会本会議（第2日）一般質問
- 12/9 こども青少年・教育委員会

報告させていただきます。

まず、市会関係です。11月25日に、こども青少年・教育委員会が開催されました。横浜市いじめ防止基本方針の素案の策定について、平成25年度前期末における通知表の誤記載及び誤送付についてなど説明をいたしました。

12月3日の本会議では、議案の上程、質疑がありました。12月6日の本会議は、一般質問がありました。

12月9日、こども青少年・教育委員会が開催されまして、平成25年度の一般会計補正予算について審議をし、教育委員会部分は非構造部材の耐震対策事業と中高一貫教育推進整備事業が対象になりました。請願ですけれども、横浜市における教育予算の充実などがございました。また、報告案件として横浜市民読書活動推進計画素案などを報告いたしました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 11/23 第53回横浜市立小学校体育実技発表会
- 11/29 南アルプス市教育委員会による視察
- 11/30 元街小学校140周年記念式典
- 11/30 末吉小学校140周年記念式典
- 11/30 日吉台小学校140周年記念式典
- 12/7 いじめを考える市民のフォーラム

(2) 報告事項

- 平成24年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について

教育委員会関係です。11月23日に、第53回横浜市立小学校体育実技発表会が文化体育館で行われました。11月29日には、南アルプス市の教育委員会による視察を受けました。本市教育委員会の事業説明のほか、二谷小学校を訪問され、公開授業研究会を視察されました。11月30日は、元街小学校140周年記念式典で、今田委員長に御出席いただきました。同日、末吉小学校の140周年記念式典がありまして、間野委員に御出席いただきました。また、日吉台小学校の140周年記念式典は、西川委員に御出席いただきました。12月7日、いじめを考える市民フォーラムを中央図書館で開催いたしまして、私が出席をさせていただきました。このときに、講演で「今、いじめについて考える」ということで、NPO法人ジェントルハートプロジェクトの理事をされている小森さんに御講演をいただきました。つらい経験をされた保護者としての心情を交えてお話を伺いました。

報告事項ですけれども、平成24年度の暴力行為、いじめ、不登校の状況調査結果がまとまりましたので、後ほど所管課から御説明をさせていただきます。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しました。御質問等ございましたら、どうぞ。

間野委員

11月30日、末吉小学校の140周年記念式典に行ってみりました。非常にいい式典でありましたけれども、こういう式典に行くと、いつも違和感を感じるのが、教育委員がいつも来賓のトップなんですね。僕らは学校設置者で管理責任があるのにもいつもお客様扱いになっているというのが、何か違和感を感じました。本当は主催者側、当事者側であって、地域の皆さんや学校の皆さんにお礼を言う立場なのですが、来賓であるという位置づけが、寂しさといいますか、何か教育委員会と学校現場の遠さを感じるんですね。これは慣例にはなっていると思うのですけれども、やはり教育委員会と学校の距離を縮めるという観点からも、せめて学校の教員側に整列するとか、何かそういうことを考え直してもいいんじゃないかなと思いました。以上です。

今田委員長

それに関連して、私もよろしいでしょうか。学校によっては、そのプログラムの中で来賓の中に入っている場合と、そうでない場合と、いろいろとあって、何かそこが少し整理の仕方がすっきりしていない気がします。外の人から見ると、多少はその辺りがどうなっているんだと感じてしまうと思います。それはあるべき論としてもう少し、一遍考えてみる必要があるかもしれません。もちろん行った先でのごたごた言う話でもないですが、今日まであるのは皆さんのおかげだということなので、とにかく地域の皆さんに対する感謝を挨拶の中で申し上げる場面で、その位置づけが気になることはあります。学校の風土も少し関係してい

るかもしれません。プログラムも、来賓のところに入っているのと、そうでない当事者の中に入っているのとありますし、そこはもう一遍きちっと議論を、今までの流れは流れであったかも分かりませんが、それをしたほうがいいのかもありません。

岡田教育長

ありがとうございます。実は私もいくつか行きましたけれども、実行委員会の持ち方で少し違いがあると思います。学校によって、学校が主催する式典と実行委員会が主催するものと2つに分かれておまして、学校主催のときにはもちろん私も主催者側として参加させていただいております。それぞれの地域特性もあるのだと思いますけれども、分かりやすく少し整理をするようにいたします。

今田委員長

そこは分かりやすい形でお願いします。その他にございますか。
それでは、御質問がなければ、別途、所管課から説明とありました「平成24年度「暴力行為」・「いじめ」・「不登校」の状況調査結果について」説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の斉藤でございます。
それでは、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、文部科学省が実施しております調査の横浜市の状況につきまして、結果を説明させていただきます。

酒井人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の酒井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、この調査でございますけれども、例えば暴力行為は、昭和57年から調査を開始いたしました。いじめについては昭和60年から、そして不登校については、現状30日以上の子供たちの欠席を不登校とするというものですが、これについては平成9年から開始された調査でございます。その後、継続的に国が調査を行っているということをまず御理解いただければと思います。

1つ目、暴力行為についてでございます。中学校での暴力行為の発生件数が2,006件となりまして、4年連続の減少。そして、器物損壊が465件で、過去15年間で最少。対教師暴力については211件となり、過去8年間で最少。一方、小学校での暴力行為の発生件数は1,219件で増加しているところでございます。この辺りについて、枠の中でございますが、こういった状況を引き起こした要因等について御説明申し上げます。まず、小中学校とも、一人ひとりの状況を把握して、個に応じたきめ細かな指導を各学校が積極的に取り組んでおります。加えて、関係機関との協定書、これは下に書いてございますけれども、平成16年11月に、神奈川県警察本部と私ども教育長との間で締結された協定でございますが、これら関係機関の緊密な連携による毅然とした指導が効果を上げていと捉えています。さらには物を壊したときの器物損壊に関する指導プログラムの徹底、こういったことによって暴力行為が中学校では減少しているというふうにも捉えております。米印の2つ目をご覧いただきたいのですが、あわせて特筆すべきこととして、従前、特定の子供が数多くの暴力行為を繰り返すという傾向があったのでございますが、1人で5件以上暴力行為を行った子供が、小学校で37.5%の減、中学校では65.9%の減。こういった辺りに、今申し上げたような学校の取組、関係機関との連携、これによって暴力は絶対にいけないんだという意識が子供たちの間に徹底しつつあるというふうにも解釈しております。下には、暴力に関する件数等を記

載しておりますので、ご覧いただければと思います。

裏面にまいります。いじめについてでございます。小中学校のいじめの認知件数は3,445件で、増加をしております。対前年度比で1,284件の増、59.4%ということで、依然として喫緊の課題、憂慮すべき状況にあると捉えております。その枠の中でございますけども、そういった状況ではありますが、例えば無記名アンケートを含めた「いじめ解決一斉キャンペーン」という取組がございます。これは、例年、国連が定めた人権週間である12月4日から10日の間に、28万人の子供たちに同一の無記名アンケートをとりまして、それをもとに教職員が面談等を行い、一人ひとりの把握に努めるといった調査ですが、こういったことを通じて、より児童生徒の心情に寄り添って状況を注意深く捉えている結果、いじめを見つけることができたというふうに捉えております。一方未然防止はより重要で、今後ともこの視点から一層取り組む必要があると解釈しております。なお、2つ下の表を見ていただくとお分かりのとおり、いじめの年度内解消率は前年が94.2%でございまして、解消率は向上しているところでございます。

3つ目といたしまして、不登校でございます。不登校の数が、小中合計で3,325人であり、前年度に比べ365人の減少でございます。小学校では881人で2年連続の減少、中学校では2,444人で4年連続減少しております。不登校数の減少は、児童生徒数の減に伴う減少ではないかということもあるのですが、その項の最後の出現率を見ていただきますと、お分かりのとおり、子供たちの在籍数の減少分以上の減少ということでございます。これに関する私どもの分析でございますが、不登校の減少は、各学校の先生方の丁寧な取組、さらには小中学校が協働いたしました児童生徒指導の取組、そして小中一貫型カウンセラー配置などによって、予防する、あるいは対応する、こういったことの成果ではなかろうかと思っております。なお、小中一貫型カウンセラーにつきましては、小学校、中学校、同じブロック内に同一のカウンセラーを配置するというので、最長9年間、同一のカウンセラーによる子供たち、あるいは保護者の方々の相談を受けることができるということでございまして、平成19年に開始したのでございますが、現状98の中学校ブロックに配置しております。児童生徒あるいは保護者の方々から、また校長から非常に効果的であるとする意見が多く、次年度に向けても、可能な限りブロックを増加させていきたいと思っております。なお、米印の2つ目でございます。中学校で新たに不登校になった生徒は319名で、前年度より59名減少しているということで、これは一番下の表のところにも記載がございまして、いわゆる中1ギャップということでございまして、これまで本市が進めておりました教育課程等による小中一貫教育に加え、今申し上げましたような児童生徒指導の教育的な連携、カウンセラーの配置等による効果ではなかろうかと捉えております。

一番下の枠の中をご覧ください。分析結果が記載してございますが、まだまだ様々なことに苦しんでいる子供たちは多いわけでございます。ここをまた新たなスタートとして私たちは取り組みたいと思っておりますが、小学校の暴力件数、いじめの認知件数の増加要因といたしまして、一つ、児童支援専任の配置が拡大されたことから、問題行動を担当が一人抱え込むことなく組織的に対応ができるようになったと考えております。したがって、今まで表面化しなかったものが明らかになるなどの把握が進み、初期の対応が可能になっているという面がございます。しかし、昨今言われておりますように、非行の低年齢化等、とりわけ暴力行為等につきまして、低年齢化しているのは間違いないというふうにも私ども感覚として捉えておりますので、この辺りについて引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

今田委員長

所管課から報告が終わりました。御質問ございましたら、どうぞ。

坂本委員

3点質問です。1つ目は、小学生の暴力について説明があったんですが、増えたのがいいのか、減ったのがいいのか、非常に判断が難しいですね。例えば、暴力行為については減ったことが非常に良かったと、これは多分フィジカルな問題だから、割にはっきり出るんだろうと思うのですが、一方で、いじめは、むしろ増えたことは、良くはないけど、今まで隠れていたものが認知されたという意味では前進だと受け取っているわけですね。そこはそうかなと思うのですが、そして最後に、小学校の暴力行為が増えたのは、やっぱり専任の人たちがちゃんと面倒見るようになって認知がされるようになったと書いてありますので、この辺、実態はどういうふうに見たらいいのか。この数字の読み方は確かに難しいです。でも、ちょっとこれだけだと分かりにくいので、簡単に結構ですので、もうちょっと踏み込んだ説明をお願いします。

それから、2点目の質問は、年度内解消率がこんなに高いというのは大変喜ばしいことだと思うのですが、こういう問題については解消というのは本当に難しいと思います。一見解消したように見えても、実際は解消してなくて、しばらくその中の誰かが我慢したりする場合もあると思います。その解消というのをどういうふうに捉えていらっしゃるのかと、文科省がどう捉えているのか分からなくても、横浜市について結構です。

それから、最後に3点目です。不登校児童生徒の状況というので、不登校児童生徒数が前年度に比べて365人減少したというのは大変いいことだと思うのですが、中学校では新たに不登校になった生徒が319人いるわけですね。不登校がなくなるということは、不登校の原因がなくなることで、不登校だった者が不登校をしなくなるということだと思います。ところが、一方で、学校は違うにしても、新たに同じ数の人が不登校になるというのは、何か不登校の原因が残っているのかなと感じます。それは全然違うことなのかどうか、いかがでしょうか。

3点ありますから、それぞれ簡単に結構です。教えてください。

酒井人権教育・児童生徒課長

まず、1点目の小学校における増加ということですが、坂本委員がおっしゃったように、いじめについては、やはり発見してあげること、まず初期対応が可能かどうかの入り口が大切だと思います。学校には、今それよりも一歩進んで、未然防止を徹底してくださいというお願ひをしております。暴力についてなのですが、291件の増加の内訳として238件は子供たち同士の暴力なんです。先生が殴られたり、ガラスが割られたりといった、誰が見ても分かる数字の一方で、子供たちが校舎裏でいざこざがあって、仮に叩かれてた場合、これは専門性を持った児童支援専任らが、「どうも元気ないけど、何かあったの」ということから発見する数字が多いのではないかと捉えています。

坂本委員

いじめと同じですね。ある意味で。

酒井人権教育・児童生徒課長

暴力を伴うということでは、いじめの中にも暴力を伴うものや伴わないものがありますので、291件のうち、繰り返して恐縮ですが、238件がその部分ですので、学校あるいは先生たちが積極的に見ていただけているという現れではないかなと思います。

それから、2点目、御質問いただきました年度内解消率ということでございます

す。これは完全に解消したというものと、一定の解消を見たというものについて合計したものでございます。いじめというものは、見た目には従前と変わりなく、わだかまりがなく見えても、実は心の内面、さらには大人の見えないところで存在するということがもちろんございます。仮に握手し合って、理解し合って、親同士も分かり合えたとしても、学校の先生方は、その後も継続的に一月、二月、三月、場合によっては半年、一年と、両方の関係を取りわけ注視して見てございます。注視して見ている状況が続く限りは、これは解消ではなく、一定の解消という把握をしてございます。ですので、もう全然問題ないと判断できるときと、もう解消はしたろけど継続的に見ておりますというものの合計が94.2%ということでございます。

坂本委員

両方入っているということですね。

酒井人権教育・児童生徒課長

はい。それから、3点目でございます。不登校について、これはやはり学校に行きたくても来られないということであれば、何とか手を差し伸べて、その子を勇気づけ、励ましながらと思うわけでございますが、やはり不登校の要因というのはいろいろあるかと思えます。坂本委員がおっしゃったように、課題があって、あればすぐには登校できないわけございまして、段階的に、それこそ校門タッチと呼ばれるような学校に足を向けるというところから始まり、徐々にその子の状況に応じて学校復帰ということを各学校は目指しておるわけでございますが、周囲の人間が課題がなくなったというふうに伝えても、本人がそれを心底受け入れられるようになるまでに、また集団の中でどう自分が入り込めるかということについて子供が理解できるようになるまでは、なかなか完全復帰というのは難しいわけございまして、坂本委員の御質問にちょっとずれの分からないのですが、なかなか数だけでは推し量れないものがあるというふうに私は捉えています。

坂本委員

1番目と2番目は良く分かりました。3番目はちょっとずれてはいますが、御苦労のほどは分かります。

酒井人権教育・児童生徒課長

すみません。やはり原因は、大きく家庭要因によるものとか、学校要因によるものとかいろいろとございます。今どれが一番多いとかそういうのではなく、いろいろな要素でやはり心傷つき登校をためらうということだと思います。意図的に行かないという子も実はいるんですけども。非常にアバウトな説明ですみません。

坂本委員

大変難しいことですから、またお願いします。

今田委員長

どうぞ。

奥山委員

ありがとうございます。暴力行為についても、いじめについても、不登校についても、これはやはり何らかの理由があってお子さんが悲鳴を上げているという状況だろうと思います。そういう意味では、その理由というか背景ですよ、そこを丁寧に誰が切り取っていくのかということと、児童支援専任の先生もそうですし、生徒指導専任の先生もそうですし、心理職の方もそうだというふうに思っておりますが、やはりどの教師の立場でも、そのあたりの理由というところを深掘りしていかないと、なかなか解決に導かれないということだろうなと感じて

おりますので、そこは他都市に比べて手厚く対応はされているとっておりますけれども、より一層また進めていただきたいと思っております。

また、最後の不登校のところで、今も御説明がございましたけれど、やっぱり学校の原因だけではなく、家庭の状況ということもあるとすれば、そこは小中学校の連結の部分もそうですし、場合によっては小学校に入るときということもあると思うんですけれども、その連続の部分、そこが非常に大事だろうなと思っております。家庭的理由の場合には学校だけではなかなか解決できないということもあり市長部局、区役所等の連携をより一層深めていくということは大事ななと思っております。

一つ、質問なんですけれども、小中一貫型カウンセラーの配置というのを、すみません、私も今回初めてお聞きして、小中連携はかなり進んでいる、ブロックの体制も進んでいると思うのですが、1小1中であれば、その流れが結構見えると思うのですが、3小1中とか、そういったときにカウンセラーがどのような配置になっているのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

酒井人権教育・児童生徒課長

小中一貫型と先ほど申し上げましたけど、そのネーミングどおり、今横浜市内142のブロックで、一層の小中一貫教育を推進しようということで取り組んでおります。この取組にはさまざまな成果があると私も理解しております。そういった中で、その142ブロック、当然、奥山委員がおっしゃったように、3小1中とか、4小1中とかあるわけですけど、そこに、とにかく同じカウンセラーを、中学校にも週1、小学校にもそれぞれ行っていただいているのですが、従前はばらばらな形で、とにかく心理職が入るという視点でございました。3小1中であれば同じ方を全部そこに配置する。4小1中であれば全部同じ方をそこに配置するというようなところでございます。

奥山委員

お一人でそのブロックを担当されて、中学校にも全ての小学校にも同じ方が行くというイメージでよろしいですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

そのとおりでございます。

奥山委員

ありがとうございます。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

いじめについてなのですが、これは小中別にデータを教えていただけないでしょうか。何でこれだけ小中が一緒になっているのか分からないのですが、児童支援専任教諭の効果を見るにあたっては分けたほうが分かりやすいと思うのですが、何で一緒なんですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

掲載できず、申し訳ございませんでした。小学校が2,421件、これは前年より1,097件の増加、率にして82.9%増でございます。中学校におきましては1,024件、187件の増加でございます、増減としては22%の増でございます。失礼しました。

間野委員

小学校のほうが多いんですね。

酒井人権教育・児童生徒課長

はい。

間野委員

もう1点、1の暴力行為なのですが、米印の2つ目で、繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の人数が前年に比べて減少しているということは望ましいのですが、一方で、実人数が多分増えていると思います。実際に暴力行為を振るう児童生徒は増えている可能性があるわけですね。それはそれで違う問題として捉えなければいけない。今まで暴力行為は、A君とかB君がやるというものだったのが、C君もD君も1回ぐらいやるようになってきたというのは、これは学校現場でまた違う問題が発生しているのではないか思うんですが、その点はいかがでしょうか。

酒井人権教育・児童生徒課長

今、間野委員の御指摘については、確かにそういう見方もあろうかと思えます。そこについては、実人数何人という調査の仕方をしておりませんので、あくまでも感覚的なお話をさせていただくのですが、やはり学校の中で一番困るところは、学校全体が暴力体質にあるということもありますけど、やはり特定の子たちが繰り返し繰り返し行って、それを何とか指導しようとしているのですが、止まらないということ、そういう状況になれば、深刻、重大な状況になろうかと思えます。その中の一つの指標として、対教師暴力というのがあるかと思えます。もちろん子供が殴られても、物が壊されてもいけないのですが、指導に当たった先生が、指導を受け入れてもらえず、逆に暴力行為を振るわれるということなのですが、これについては、冒頭申し上げましたように、非常にこのところ減ってきております。そうすると、学校は暴力的な秩序については、従前、非常に全国各地で大変な状況にあったところを比べると、横浜市は秩序という面で保たれて、その分子供たちが学習に取り組みやすい環境がつけられつつあるのかなと、こんなふうに理解しております。

間野委員

児童間暴力は増えているということは先ほどの報告にありましたけれども、それは児童支援専任の配置よって発見が増えたというのがありますが、繰り返しやっている子が減っているということは、その経緯については、多くの子が暴力に加担している可能性があって、今まで従来特定の子が秩序を乱すのではなくて、全体に蔓延しているという見方もできるわけですね。ですから、そういう注意の仕方が必要じゃないかと思えます。

酒井人権教育・児童生徒課長

私の説明が言葉足らずで申し訳なかったです。その点で正確な数字は持ってはいないのですが、実感として、どの子も1回ずつ暴力を振るう子が増えているというふうには私は認識してございません。申し上げたとおり、暴力というものに対して、学校の秩序は従前よりも学校の努力によって随分状況は改善できているなど、こんなように捉えております。

間野委員

数字だけ見ると、増えていて、繰り返しやっている子が減っているということは、新たにやった子がいるんじゃないかと、そう思いますけどね。

酒井人権教育・児童生徒課長

実は、繰り返し暴力を行う子供なのでございますけども、人数でいえば、そう多い人数ではございません。人数についての数字はこの場には持ってまいりませんでしたので正確な数字でなくて申し訳ないのですが、数十人のうちの中の

65.9%減ということで、多い人数ではないと御理解いただければと思います。

今田委員長

他に、いいですか。

西川委員

失礼いたします。暴力行為、いじめ、不登校、どれをとっても大変難しい状況だと思います。それから、昭和57年、昭和60年、平成9年からいろいろ調査があるということで、取り組まれているということなのですが、社会の状況も大分変わっておりますので、そのあり方も大変難しいところに入っているかなというふうに感じています。その中で、暴力行為は、本当はゼロになってほしいのですが、多少とも減っているということはすごいことだと思っております。一方で、いじめなのですが、一向に減らない。むしろ大変な状況にあると思います。LINEは、子供たちの中に目に見えない、目に見えないというか、表立ってトラブルというよりも、陰で、見えないところでのトラブルになっているということに気がしております。その辺りを洗い出すというのは非常に難しいことだと思うのですが、そのときに専任の先生、中学校でいうと生徒指導専任、それから小学校でいうと児童支援専任、それからカウンセラー、それぞれの先生方が非常に良く関わっていただいて、横浜はすごいなと思っております。ただ、この方たちだけでおさまるものではないので、クラス担任、それから学年主任、それぞれ学校の中で自分のクラスがどうなのかということ、常にアンテナを張っていないと大ごとになってしまうという認識を持っていただきたいと思います。それから、LINEは見えませんが、何かあったときには裁判沙汰になるようなことも発生しているように私は聞いておりますが、子供たちの動きというか、ちょっと今日は雰囲気が違うなという、キャッチできる能力というか、各学校の職員が大変若返っておりますので、是非専任、児童指導支援だけではなくて、一人ひとりがクラスの中での変化を早くに読み取るというか、見取るというか、その辺りの力をつけるようになることがすごく大事ななと思います。これだけ減ってきている中で、いじめについては大変私は難しいと思っています。ですので、その辺りのところにつきましては、今のような形で、担当の先生だけではなく、一人ひとりがそういう意識でやるんだぞというように御指導いただけるとありがたいかなと思います。

それと、もう一ついいですか。不登校についてのところに、新たな中1不登校児童生徒数というところで減少がありますよね。これにつきましては、先ほど伺っておりますが、小中ブロックの良い機能と、児童支援専任教諭の配置、それから専任とカウンセラーとのその辺りの折り合いがすごくうまくいっているからということで、少しずつでもこれが減るということは大事ななと思います。特に、小学校から中学校に上がるときに、3小1中などがあって、小学校の児童については、中学校は怖いというイメージが昔はよくあったのですが、今は小中ブロックが一緒になって、大分その辺りの風通しが良くなってきたのではないかと、効果の表れではないかと思いますが、是非こちらもより進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

坂本委員

各委員がおっしゃったこと、御担当者は調査の結果からお答えになりましたけど、調査はやっぱり全部読み取れるものではないので、むしろ調査で出てきたこと以外にも、出てこない裏の要因を皆さん御指摘されたと思うんです。そこは調査がこうなっていますというお答えじゃなくて、ここで出た意見をもう一回深掘りして、この調査というのは対策に結ぶためにやるわけですから、この後の対策の中に活かしていかないといけないと思います。調査について回答しただけ

ではちょっと表面的になると思うんですね。

しかし、先ほどおっしゃったように、横浜は非常に努力があって、子供たちが他のところよりはいい環境で過ごしているという話があったのですが、今日は横浜の結果を聞いたのですが、全国的に、新聞でちょっと見たような気がしますけど、どのような感じなんですか。これは別に何番目だからどうということという訳ではありませんので、大まかで結構ですから、全国的にどの辺りにいるのかというのは分かるんですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

何か順位をつけてどうこうというものではないので、非常に御質問にお答えにくいのですが、まず、いじめについて言いますと、全国で19万8,000件で、前年度比2.8倍。私どもも増えましたけど、もちろん2.8倍まではいかず、59.4%増です。これは、学校がこれまでも子供たち一人ひとりをよく見ているということだと思います。様々な手だてを打って、児童支援専任の配置、小中一貫カウンセラーの配置、何より先生方の意識、そういったところが表れていて、全国から見ると、増えてはおりますけど、他県他都市に比べたら、増えた割合は低くなったのかなと思います。

それから、暴力行為について言いますと、実は文部科学省の担当の方ともやりとりをしたのですが、これまで3年連続で暴力行為が減少した都市はありましたが、4年連続はなかったという話をいただきました。ところが、先ほど御説明申し上げたとおり、本市は中学校での減少が4年連続ということで、これまた学校の先生方と関係機関とが一体となった取組の成果かなと思っております。

今、大体の数字というような話もありまして、例えばいじめなどで言いますと、私どもは小学校で児童1,000人当たり12.9人、中学校で12.7人、トータルしまして12.9という数字なのでございますけども、全国が中学校でいうと11.3というふうな数値でございます。

それから、不登校についてなのですけども、出現率ということで申し上げますと、本市の小学校の出現率が0.47、国は0.31。中学校でいきますと、出現率が3.04、国は2.56というふうな、そういったような、他との比較ということであれば、そのようになろうかと思えます。

坂本委員

国の平均よりは少し悪いほうだということですね。細かく分からないからいいんですけど、ほぼ同じか、決して突出していいほうでもなければ、突出して悪いほうでもないけど、少し悪いほうかなというぐらいですね。

酒井人権教育・児童生徒課長

そうですね。

坂本委員

分かりました。それで結構なんです。難しいことですから。

今田委員長

私からも一つよろしいですか。不登校の話、ある学校へ行ったときに、校長先生が少し誇らしげに、委員長、うち是不登校の生徒が一人もいないんですよとおっしゃっていました。何かその先生は非常に明るく楽しい雰囲気だった。ここで丁寧な教職員の対応云々というようなことが書いてありますが、やはり学校の持つ雰囲気の中に不登校の生徒が一人もいないというのがあるんだと思います。学校にとってはある意味、それは小学校だったと思いますけども、誇らしい部分でしょうし、そういうものが、そういった雰囲気を持ついろいろな要素によるものだ

と思います。きっとそういう学校はそんなにたくさんないのかもしれないし、350校あるから、それなりの数があるのかも分かりません。先生の、長年のベテランの感覚からして、恐らく調査なんかは、それをやれと言ったら、またややこしいことになるから、言いませんけど、不登校の生徒がいないような学校は感覚的にどれくらいあるものですか。

酒井人権教育・児童生徒課長

極めて難しい御質問でありまして、おっしゃるとおり、いない学校ももちろんあります。それは、いろいろな手だてもそうですし、やはり子供たちが学校に今日も行くんだと、明日も楽しみなんだと思えるような雰囲気の方が大事であると思います。保護者、地域の方とともに、学校長がそういう学校経営ができているところについては、それもあろうかと思えます。ただ、残念ながら、不登校がゼロであるのはそう多くはなかろうかとは思っています。私もある学校に訪問したときに、学校玄関のところに、欠席ゼロの日のリストが貼ってあるところがございました。やはり五百、六百の子供を抱えていて、もちろん風邪もあります、けがもあります、その他様々な理由がある中で、ゼロの日があるという、そういう学校というのは、いろいろな意味で地域の協力、保護者の協力を得ながら、非常にすばらしいものをつくっていらっしゃるなと思えました。委員長の質問には全然答えになっておりませんが。

今田委員長

いや、僕は、その一つひとつのクラスが一生懸命になることの集大成がゼロなのだから、それをトータルでやろうということになるとあれだけど、やはり一つひとつのクラスが一生懸命になって、あるいは学年がやっていくということの結果として出てくる話です。だから、原点はやっぱりその小さなコアの中で一生懸命やるということなんだろうということを思いました。結果として出てくるのはその積み重ねだということの意識は、学校長以下、皆さんが、学校経営、運営の中でそれを意識されることが大事なんだろうなと。大ベテランの先生にとっては当たり前と思われると思いますが、やっぱり一つひとつのクラスの積み重ねが大事だと老婆心ながら思いましたね。

西川委員

不登校についてのお話ですね。母体は各クラスだと思うんですけども、職員室の中で、よく白板のところに、今日の出席、欠席、遅刻とかありますよね。あそこに数字だけあるのは私としては関心しないんですね。そこに名前があって、常に誰がどうして休んでいるのかなという、その緊張感というか、3日休んだらどうしたのかな、何かつまづいたのかなというのが分かるのではないかと思います。だから、数字だけあって、今日はゼロですよ、ゼロはいいんですけど、1とか2とかあって、その数字が毎日違うのか、同じ人なのかというのはすごく大変なところだと思います。だから、ここは各学校でやっぱり数字を入れると同時に名前をちょっと横に置いておくと、いつ付で休んでいるのか、それともたまたまなのかというのがすぐ見て取れるのかなと、そして早い手立てができるんじゃないかなというふうに私は感じます。もし何か指導の機会がありましたら、よろしくお願ひしたいなと思います。

酒井人権教育・児童生徒課長

不登校ということではありますと、今学校にお願いしていることは、組織的に取り組んでくださいと。担任の先生が一人で取り組まれるのではなくて、児童支援専任、生徒指導専任などの力も使いながらチームでやってくださいということと、チームで対応するというをお願いして、そういった学校が増えてまいりました。ホワイトボードへの名前の記入ということも一つお考えいただきました

ので、また機会を捉えて伝えていきたいと思います。

西川委員

不登校についてなんですけれども、やはり不登校になってしまう生徒はどうしても学力が伴わなくなってしまうよね。またそれが負の連鎖で、どんどん来れなくなっちゃうと、学校の勉強が分からないというようなところに入ってしまいます。そうすると、ますます深くなってしまいますので、その辺りの手立てを考えることも必要かなというふうに私は感じております。

奥山委員

すみません、不登校の話が出ているので申し上げます。やはり先ほど不登校の理由について、学校関係ではなくて家庭のこともあるということを考えますと、学校によってゼロという、そういう学校があるというのは非常にすばらしいなと思います。一方で学校の力だけではなかなか解決できない部分を抱えていらっしゃる場合には、非常に難しいだろうなと思います。やはりその御家庭に応じて復帰の道筋ということもあるでしょうし、とにかくその子に居場所があればということもあって、学校以外の居場所も整備していただいているし、民間でもやっているところもあると思うんですけれど、そういう意味で、なかなか理由が多様化していますので、扱いについて非常に配慮が必要だと思います。

西川先生のおっしゃった個人名のことについては、万が一、他のお子さんとかが目にしたときにどうなのかなというのも思ったりしながら、温かく迎え入れてもらうってことだとか、学校が一丸となってやるというところ、チームでやるというところは何ら異存はないんですけれど、いろいろな理由があって丁寧な対応が必要な御家庭が増えているという実感があります。その辺りを是非、地域のそういった支援をしている、学校に類似するものですか、それから区役所との連携というのが非常に大事になってくるかなと思っております。

今田委員長

よろしいですか。その他ということで、何かございますか。それでは、この案件については以上ということで、御苦勞様でした。どうもありがとうございました。

私から一つ御報告をさせていただきます。中教審の教育制度分科会というのがありまして、これは政府の教育再生実行会議から出された第二次提言を受けて、教育制度分科会、5月20日から12月10日までトータルで21回、12月10日に一応分科会のまとめができて、それを今日、時間は分かりませんが、中教審の総会があって、ここで報告をするということで、一応、座長一任ということで、座長が報告をされていると思います。それで、その結果、それが了承されれば、それをもとに文科大臣のほうに報告をする、答申をするということになります。

その中身ですが、第二次提言では大きく3つの柱があって、教育委員会制度をどうするか、紙がなくて申し訳ないのですが、大津の事件を受けて、権限と責任の明確化というようなことで、教育委員会制度を抜本的に改革しましょうよということがまず一つ。それで、その中では教育長を地方公共団体の教育行政の責任者としましょうよというふうものがありました。それを受けて議論をして、いろいろ議論をした結果、両論併記というような格好で、2日ほど前の新聞に大きく出まして、ご覧になった方もいるかも知れません。首長に権限を移譲する案、首長が執行機関となる案と、それから今の制度を維持しながら教育委員会の形を少し改めた格好にしましょうよという案で、両論併記という格好で答申が、分科会でそういう答えを出しました。今日の総会でどういう格好になるか分かりませんが、多分そういうことで第二次の報告がなされるだろうと思います。そのことが1点。

それから、大きな柱の2点目で、教職員の県費負担の関係で、人件費の負担に対する指定都市と関係道府県との合意がなされまして、これも新聞では出ました。このことも提言の柱になっていたということが、それなりに効果を見たということでした。

あともう1点が、学校運営協議会のメンバーを教育委員の中に、委員会の中に参画するような方法を講じていくべきだというようなことで、それについてもいろいろ議論がされました。

そんなことで、一応、分科会としては終了をして、今後はそれを受けて文部科学大臣がどう判断するか。先のことはまだ分かりませんが、一応12月10日まで、トータルで21回、会議があつて参加をしていきましたという報告でした。何か分かったような、分からないような部分のところもありますのですけれども、県費の関係では一つ大きな答えが出たということでした。

それから、教育委員会制度については、大きく首長に、それぞれの都道府県知事に権限を、執行機関として強い権限を与えようという案と、いやそれは待てよと、今の教育委員会制度を少し改めた格好でいいんではないかという両論併記という格好になっていますということで、どうなるか少し動きは明確ではありませんけれども、会議に参加してきましたので御報告をさせていただきます。以上です。

それでは、次に審議案件に移ります。議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第48号議案、教委第49号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第48号議案、教委第49号議案は非公開といたします。議事日程に従い、教委第46号議案「横浜市いじめ防止基本方針の策定について」所管課から説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育担当部長

それでは、教育委員会第46号議案「横浜市いじめ防止基本方針の策定について」お諮りをさせていただきたいと思えます。

1枚おめくりいただきまして、裏の2ページをご覧くださいと思います。提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法、こちらにつきましては、今年の9月28日に施行になってございます。これを受けまして、法第12条の規定に基づきまして、市全体でいじめのない社会の実現を目指し、いじめの防止等の対策を効果的に推進するために、横浜市いじめ防止基本方針を策定しまして、横浜市の取組を明確化させていただきたいと考えております。これを公表いたしますので、提案をさせていただきます。概要につきましては、課長から説明をさせていただきます。

酒井人権教育・児童生徒課長

それでは、一番下、右上に枠取りをしました教育委員会説明資料、これに沿いまして御説明申し上げます。

今、お話がございましたけれども、いじめ防止対策推進法が9月28日に施行されまして、その12条の規定及び国のいじめ防止基本方針に基づいて、市全体でいじめのない社会実現を目指し、いじめ防止等の対策を効果的に推進するため、横浜市いじめ防止基本方針を策定し、これを公表したく存じます。下に、その根拠法令が書かれてございます。

策定の目的、2番でございます。市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体でこの対策について取り組み、市全体で子供の健全な育成、さらにはいじめのない社会の実現を目指す、こういったことを策定の目標としてございます。

3、基本方針のポイントでございます。1つ目、基本的な考え方や具体的な対策の内容を明記してございます。2つ目といたしまして、関係機関の連携強化を図る組織、さらには対応、協議、調査を行う附属機関、こういったものを条例で設置をさせていただきたいと思っております。そして、3つ目でございますが、具体的に子供と向き合うのは学校でございます。全市立学校で基本方針を策定し、そういった中の一つとして組織をつくる。この基本方針ではこれらのことをうたっております。

4の基本方針の構成でございます。1章、2章、3章、4章と4章構成になっておるのでございますが、まず第1章といたしまして、いじめ防止等のための基本的な考え方といたしまして、1つ、いじめの定義がございまして、2、いじめ防止等に関する基本的理念なのですが、いじめは最も身近で深刻な人権侵害案件である。さらには、いじめを許さない子供社会の実現に努める。こういったことを目的に基本理念として置いてございます。3番目といたしまして、横浜市がここで策定いたします基本方針の目的を記載し、さらに4つ目では、その方針等を記載してございます。

右に行きまして、第2章でございます。1つ目、学校、児童相談所、警察等、関係機関で構成する横浜市いじめ問題対策連絡協議会、これは仮称なのでございますが、これを設置したく考えております。関係する機関の連携を強めるという意味合いでございます。2つ目といたしまして、法学、医学、教育学、心理学など、いじめ問題に明るい学識経験者による第三者委員会を条例で設置いたしまして、個別、具体の調査であるとか、対応協議等についてお諮りいただく、そういった意味合いを込めて、横浜市いじめ問題専門委員会、これもまた仮称でございますが、こういったものを設置したいと考えております。

第3章としまして、学校が取り組む、実施すべき施策ということでございますが、1つ目といたしまして、学校いじめ基本防止方針、これを市立学校全校で、策定していただくこととなりますが、学校における基本的な考え方を児童生徒、保護者、地域の方に向けて策定し、公表していただくということを考えております。2つ目、その学校の基本方針の中にもあるわけですが、複数の教職員によって構成するいじめ防止対策委員会、これを必置の組織として置いていただくことを求めています。なお、これについては既に校長、副校長、さらには専任、養護教諭ら関係する職員が集う、協議する、そういった組織がございまして、それらの効果的な活用、既存組織の活用を今後学校に向けて伝えていく予定でございます。3つ目といたしまして、何よりもいじめの防止、そして早期発見、早期対応等、いじめに対する措置について、それを具体的に明らかにしていくというふうなことも、この基本方針の中でこの位置に置かせていただいております。

それから、第4章でございます。重大事態の発生と調査ということでございますが、これにつきましては、生命、心身または財産に重大な被害があった、あるいは、いじめを理由として相当な期間欠席をした、そういった案件については、重大事態として捉え、学校は教育委員会、教育委員会は市長へ、その報告をするということを法に基づきまして、本市でもここに記載をし、さらにそれぞれの立場で調査をし、場合によっては、また、案件によっては、学校と教育委員会が一体となって調査をするということあることを想定してございますけれども、そうい

った調査と、そして報告ということを求めています。それから、2として、市長による再調査及び措置ということでございますが、学校あるいは教育委員会が調査をした結果について、さらに調査が必要な場合、再調査ということになるかと思いますが、これにつきましては、条例によって設置するのでございますが、事務局としては教育委員会ではない市長部局に事務局を置きまして、具体的に申し上げますと、市民局に置いていただくような形で考えておるのでございますが、設置をし、再調査の結果を踏まえた措置等を行うということを明記してございます。

以上、ここで私ども、横浜市いじめ防止基本方針、このような形、狙いでもって策定したく存じます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

今田委員長 所管の説明が終わりました。御質問等ございましたら、どうぞ。

斉藤健康教育・人権教育担当部長 補足でございますけれども、ここにございます条例につきましては、平成26年2月の第1回市会定例会で御提案させていただき、御審議いただく予定でございます。4月1日の施行を予定してございます。以上でございます。

今田委員長 どうぞ。

坂本委員 今、お考えを聞いて、本当にいじめ問題というのはもう全組織挙げてやらなきゃいけない重要な問題だという覚悟のほどは分かりましたし、熱意のほども分かったのですが、真正面ではなくて斜めから見ますと、組織をつくるということについては、つくった人は熱意があるんですよ。ものすごい組織をつくって一生懸命やろうと思うのですが、受け継いでいる間に、やはりその熱意というのがだんだん伝わらなくなって、組織があることが何か自己満足になっていってしまうことがあります。また、なかなかうまく動かないこともあります。これは私も経験でいっぱい見てまいりましたから、行政にはつきものことなんです。ですから、今回も、過去にあったものを衣替えするのも含めて、組織が3つできると思いますけど、これが決して自己満足にならないように、常に魂を入れて運営できるように考えていかないといけないと思います。

2番目に申し上げたいことは、このいじめの定義なんです。定義というのは、理論的にかくかくしかじかなことをやったらいじめだというのであれば、委員会をつくってどんどん上へ上げて議論して行って、理論的に詰まってくるんですけど、この定義が、横浜市いじめ防止基本方針案の1ページの最後のくだりで、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とあります。肝心なことは児童が心身の苦痛を感じているかどうかで、これは児童からどんどん離れていくと、心身の苦痛なんか伝わらないんですよ。もう字面で書かれた説明しか伝わっていかないんです。ですから、これについては非常にうまくいけばいくと思いますけど、恐ろしいことになる可能性もありますので、そこを忘れないように組織の運営をお願いします。これからいろいろ中を詰めるのでしょけれど、なるべく組織でやることは必要最小限度にする必要があると思います。

それで、大事なことは、やはり学校が一生懸命になるんですけど、学校は授業もあり、いろいろあって、ものすごく先生たちも大変な負担を持っている。だから、学校がやることをいかに他のところで助けてあげられるかと、学校が見ていかなきゃいけないものをどどんりレーみたい受け取ってやっていくということをやらないと、私は本当の解決にならないと思います。だから、そういう組織づくりをしていただきたいというのが1点です。

それから、そう考えても、さっきの御説明の中で、第4章で市長による再調査の措置というのがありますね。私はこれも非常に横浜市として重大に考えているという現れだと思うので、否定はしないですけど、ただ、教育は他の局と違って教育委員会というものがあって、かなり体制が違います。ですから、市長にすつと上がるというのにやや抵抗感がある組織でなくてはいけないなと思うんです。

ですから、市長のところに持っていくというのは、教育長、それから教育委員会を含めて少し自己否定が含まれるんですね。私は、こういうものができるだけでも自己否定を感じるんですが、こういうものがどんどん使われていったら、本当に教育委員会のあるべき姿という中で、何かこう自己否定でどんどん進んで行きそうな気がします。ただ、そういうふうに言うと、そんなものはしょっちゅう使うものじゃなくて、伝家の宝刀ですよとおっしゃると思いますので、そういう安心感のために、私どもが力及ばないときは市長さんにおすがりするという安心感のためにはいいですけど、現実の行政は、これはもう絶対に使わないというぐらいの気持ちで教育委員会がやらないと、もう学校に対して申し訳ないと思います。これだけの組織があるのに、市長に上げましたと、何か今まで調査したことは、言ってみれば、信頼できませんとか、十分ではありません、市長さんのところでしっかりやってくださいというのでは、これは悲しいですよ。ですから、今ここでこれがだめだとか、やめるべきだとかいうことはもう申し上げませんけど、本当に抜かない刀だと思って是非これをつくっていただきたいと、そういうふうに思います。以上です。

今田委員長

今の件で、この第4章のいじめ問題調査委員会というものは、常にあるものではなくって、問題があったときに臨時的に発動するというか、発足するというか、その辺りのところを少し誤解のないようによく説明していくことは必要ですね。先生が言われたのは、もう本当、我々委員もみんな共通して気合いを入れてやっているわけだから、そういう意味で、ちょっと悔しい部分もあるんだけど、この何か大津の事件の経緯、これは中教審の中でも、いろいろ分科会でもありました。権限と責任の明確化とって、本当に首長と教育長と教育委員会がしっかり連携をとっていけば、それは発生したのだろうか。そこは何か十分でない中で、すぐ正当論みたいなものになってしまった部分もあるのではないかという議論も度々出ました。だから、この辺りのところは良く説明を、誤解のないような説明をきっちりしていただきたいなと思いますね。ごめんなさい。他に、どうぞ。

私から一つだけ。学校でのいじめ防止基本方針というのをつくるということでした。これはさっき課長のお話の中にも、既にあるものの効果的な活用というような説明でした。このいじめの話は、もうそれこそ江戸時代の藩校で、いろんなところの藩校の中にも必ず弱い者いじめをするなど、うそをつくなど、そういうようなものは、もちろん造士館にもあったし、日新館にもあるし、昔からありました。だから、なかなか人間の業として残念なことだけれども、やっぱりみんなが常に意識していかないといけない。だから、つくる時点で、なるべくシンプルなもの、あまりいっぱい書き過ぎて、先生がおっしゃったように、既存の学校が持っているものをうまく活用する、つくることにエネルギーをもう注ぎ過ぎては駄目な話だから、そこを是非うまくやっていただきたいと思います。準則をつくるならつくるであるでしょうけれども、やっぱり分かりやすいシンプルなもの、始動できるといいなというふうに思います。もちろん学校の事情がいろいろあるでしょうけども。

何かございますかね。僕はそう思っています。他の皆さんも何かいろいろ意見

がありましたらどうぞ。

間野委員

もちろん、こういう方針になじまないのは分かっているのですが、数値目標とは言いませんけれども、いじめ認知件数が毎年増えていますという説明がありました。それは児童支援専任を置いているから増えていますと言い続けて、子供の数が減っているにもかかわらず、もう20年前からずっと増えてきているわけですね。ですから、どこかでやはり減らしていくという、いつからは減らすのかというように、それはある程度覚悟を決めておかないといけないと思います。統計上数字でいじっても、それは意味がなくて、あるいは減らすために潜在化してしまうのも本末転倒なんだけれども、もう毎回増えていますというのは、それは児童専任で発見が早くなったからとか、踏み込みが大きくなったから、でもどこかで減っていかないとおかしいですよ。このまま発見がどんどん増えて認知件数が増えていくっていうのは、僕はおかしいと思いますので、こういう基本方針をつくるからには、やっぱり減らしていくんだっていう、そういう覚悟は必要なんじゃないかなと思います。

酒井人権教育・児童生徒課長

もちろん、全学校と一体となって一人でも苦しむ子供を救いたい、減らしたい、加害となる子供を減らしたい、ゼロにしたいという思いはございます。児童支援専任について、こういうことをやったから増えてもいいんだよというふうには全然思っておりません。ただ、予定どおりいきますと、来年もさらに児童支援専任が増えて、全校配置になる。そういった当初予定がございまして、いわゆるそういった専門家が学校の中において組織的な取組をすると、非常にありがたいことに見てくださる。今後も専門性を高める研修を含め育成に努めます。その結果として、あるところからいじめの発生そのものが減少する。こういったような意識で取り組んでまいります。間野委員には非常に不安を抱かせて申し訳ないのですが、もちろん何とか減らしていきたいと願い、取り組んでおりますので、そこは御承知おきください。

間野委員

全校配置がかなって、その2年後、3年後ぐらいから反転していくようなイメージを持っていったほうが僕はいいと思います。

奥山委員

ありがとうございます。本当にいじめのことは難しいですけど、先ほど西川委員からもLINEの話とかもありましたけれど、本当に大人が使う前に、もう子供たちがどんどんいろんなSNSの仕組みを使って、見えないところで何があるか分からない状態です。専任の先生が関わっていても、LINEなんていうのはもう把握はできないという可能性も大きいわけですよ。そうすると、やはりどうしても子供たち自身が考えるということがどうしても大事になってきていて、横浜もそういう意味で、子ども会議をなさったり、いろんな取組をなさっていると思います。そういう意味では、この基本方針、条例が定められるというのは非常に大事ですし、そこに市民や親も関心を持っていくというのは非常に大事なことだというふうに思います。

一方で、やはり学校の中でなかなか見えにくいところをどう対処するかということでは、子供自身にその辺りをじっくり考える時間、それは学校の中で道徳の時間やいろいろな時間があると思うんですけど、そういうところで、子供たち自らが、ここにも書いてありますけれど、そういう時間を丁寧に確保して、そこに大人たちがサポートできることが大事なような気がします。どうしても、こういうのが出ると、委員会がいっぱい増えて、何かこう監視される

ような感じがあったりとかいろいろあるんでしょうけど、やはりそこは原点として忘れずに伝えていかなくてはいけないかなというふうには思っています。よろしく願いいたします。

今田委員長

よろしいですか。それでは、今、出た意見をまた良く踏まえて対応していただいていると思いますが、教委第46号議案については、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、議案のとおり承認いたします。御苦労様でした。次に、教委第47号議案「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」、所管課から説明をお願いします。

伊東総務課長

よろしく願いいたします。総務課から説明をさせていただきます。議案を1枚おめくりいただきまして、裏のところに提案理由がございます。条例の施行期日を定める教育委員会規則の制定に関する事等を教育長の専決事項とするため、教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正したいので、提案をいたします。内容につきましては、担当係長から説明いたします。

浅葉総務課委員会担当係長

委員会担当係長の浅葉でございます。よろしく願いいたします。

それでは、一番最後に定例会資料というものをお付けしていますので、それを見ながら御説明をしたいと思います。教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正についてという、一番最後の資料でございます。そこに概要が書かれています。教育委員会に付議する事項を精選することで、事務の効率化を図り、教育に係る根本的、政策的な議論にかかる時間を十分に確保するということを目的とし、判断基準や手続のルールが明確かつ共有されているもの等について、教育長の専決事項を拡大するという形で、今回の規則の一部改正をお願いしているところでございます。

具体的に専決するものなんですけれども、条文等を見ていただきたいと思います。前にお戻りいただきまして6ページと書かれたところがございます。その4条のところに、教育長に専決させる事務というのがございます。

実はその(1)の2というものが、軽易な通学区域の設定及び変更に係る教育委員会規則の改正に関するものでして、これにつきましては、今年度の6月に施行させていただいたということで御記憶にあるかと思います。その際に、専決を考える場合には個別に出すことなく、全体を見ながら検討してみてもどうかという御意見をいただきました。前のページになりますが、5ページの2条のところに、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育委員会事務を教育長に委任するというのがございます。つまり、ここに掲げてあります2条の1号から16号までというのが基本的に教育委員会で審議するものということになっております。ただし、これ全部をこの会議で審議をするのは大変だということで、先ほど見ていただいた6ページに専決ということで、部分的に教育長に専決させるというふうなつくりとなっています。

そして2条の16項目について、過去3年間、審議案件を見まして、その結果、毎年数件程度あって、なおかつ判断基準やルールが明確なもの等については、今回専決という形で追加させていただこうということにしたものでございます。

4ページになりますが、そこに現行と改正案というものが書かれています。

一つには、4条(1)の「法令」の後に、「条例及び規則を含む」というのが一つ。それから、(1)の3のところに、条例の施行期日を定める教育委員会規則の制定に関する事というものを追加します。それから、(4)の2のところに、教育委員会表彰規則に関するものを加えるという、この3点の改正のお願いでございます。

行ったり来たりしてしまっただけで申し訳ないのですが、最後のページのところにお戻りいただきたいと思っております。そこにも同様の現行と改正案というのが書かれてございます。

まず、1つ目で上げましたのが、4条の1号のところに「法令」の後に、「条例及び規則を含む」ということなんですけれども、この読み方としては、法令の制定もしくは改廃に伴う規定内容の整理に係るものは、そもそも今までも専決とされておりました。ここでいう法令というのは、基本的には狭く解して国の法律と読むということで、そこに書いてあります丸のところに、市長部局の機構の名称が変わった場合ですとか、あるいは条例及び条例中の名称が変わった場合、それに伴って教育委員会規則がそれを引用しているような場合には、常にこの教育委員会会議の場に上げていたということなんですけれども、それについては条例であれば市会で審議をしてフィルターに通っていますので、その名称変更に伴う教育委員会規則の変更等については、今回専決をさせていただこうということです。2番目の丸にありますのは、条例等及び条例中の名称の変更に伴う規則の改正ということなんですけれども、これは具体的な例を挙げさせていただきます。平成23年度にあったケースなんですけれども、今までスポーツ振興審議会条例にあった「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」というものになりました。その審議会に関して教育委員会規則で委任をしていたものについては、その部分だけ、「振興審議会」を「推進審議会」に改めるといふような形で修正し、この審議の場に上げていたということなんですけれども、それにつきましては、判断基準というものがもう既に条例等でフィルターに通っていますので、そこについては専決させていただきたいというのが一つです。

それから、裏面に行ってくださいまして、条例の施行期日を定める教育委員会規則の制定に関する事ということなんですけれども、これにつきましては、直近の具体例でいいますと、今年の2月に横浜総合高校が中区から南区に移転するという条例を2月に決めました。ただし、そのときに移転の期日がまだ工事の関係等ありまして決まっていなかったため、施行期日だけは規則に落としてやりましょうとなりました。こういうようなものについては既に元の条例のほうで中区から南区に移しますと、その内容についてはここで御審議されていますので、施行期日については教育長専決でやらせていただこうというのが2つ目です。

それから、3つ目は、永年勤続表彰に、ちょっと分かりづらい書き方になっていますが、教育委員会表彰規則の第2条第4項に該当する表彰というのは永年勤続表彰なんですけれども、永年勤続表彰というのは20年と30年勤続された教員の方に与えるということで、ルールが決まっておりますので、それについてはこの審議会の場に上げないで、専決でやらせていただこうというのが今回の御提案でございます。

以上、説明させていただきました。

すみません、こちらにつきましては、今回ここで御審議いただいて、決定していただきましたら、その後、12月25日に市報掲載いたしまして公布する予定にしております。

以上です。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。御質問等ございましたら、どうぞ。
少し長い説明になっていましたけれども、要はその判断基準や手続のルールが明確化、共有化されているものについて規則改正をして、教育長に専決させようというものです。中身の具体的な説明も一緒になったから少し丁寧な説明になりましたけれども、特に御質問がなければ、教委第47号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。御苦労様でした。
以上で、公開案件の審議は終了しました。その他、委員の皆さんから、何かございますか。特になければ、事務局から、何か報告事項はありますか。

伊東総務課長 次回の教育委員会定例会でございますが、1月10日金曜日、午前10時から開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、1月10日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので、御確認ください。次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時46分]